



一人親家庭を支援します



ひとり親家庭のお母さん・お父さんが、就職につながる能力開発のために指定の教育訓練講座を受講したり、就職の際に有利な資格を取得したりすることを支援する制度があります。また、一時的に生活援助が必要な場合等に、生活を支援する家庭生活支援員を派遣することもできる事業もあります。



自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母及び父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成します。

◇対象者

次のすべてに該当するひとり親家庭の母または父です。

- ①市内に居住している
- ②所得が児童扶養手当受給対象水準である
- ③適職に就くために必要であると認められる

◇対象講座

雇用保険教育訓練給付金制度の指定講座（ハローワークのHP参照）。受講前に申請を行い、講座の指定を受けることが必要です。

◇支給額

受講料の6割（上限20万円、ただし、1万2千円を超えない場合は支給されません。）
※雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練を受講している場合は、その額を差し引いた額。



高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の母、父またはその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し受講した対策講座の受講料を助成します。

◇対象者

次のすべてに該当するひとり親家庭の母、父または児童です。

- ①市内に居住している
- ②所得が児童扶養手当受給対象水準である
- ③適職に就くために必要と認められる
- ④大学入学資格を取得していない

◇対象講座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）

※高等学校等修学支援金制度に該当する場合は対象外

◇支給額

- ①受講修了給付金
受講料の2割（上限10万円）
- ②合格時給付金
受講料の4割（①+②の上限15万円）



高等技能訓練促進給付金

ひとり親家庭の母及び父が就職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減のために、修業する期間（36か月を上限）に毎月訓練促進費を、また修了後に一時金を支給します。

◇対象者

次のすべてに該当するひとり親家庭の母または父です。

- ①市内に居住している
- ②所得が児童扶養手当受給対象水準である
- ③養成機関において1年以上修業予定である
- ④就業または育児と修業の両立が困難と認められる

◇対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師

◇支給額

	訓練促進費	一時金
市町村民税の非課税世帯	月額 100,000円	50,000円
市町村民税の課税世帯	月額 70,500円	25,000円



日常生活支援事業

ひとり親家庭の母、父または寡婦の方が就職活動や技能習得のための通学、疾病等のために、一時的に生活援助や保育などのサービスが必要なとき、家庭生活支援員を派遣し、育児や身の回りのお世話をします。

※利用を希望される場合は、派遣家庭登録が必要。

●問合せ

福祉事務所 子育て支援係
Tel 75-4961

